

特色選抜志願者の判定基準

【各選抜項目における配点】 計 550 点

1. 学力検査 250 点 50 点満点×5（教科）＝250 点満点
2. 調査書 150 点 各教科の評定 150 点
音楽・美術・保健体育・技術家庭の評価を1.25倍に換算して加算する。
3. 面接150 点
 - ア. 面接方法 個人面接
 - イ. 面接員の構成 1組2名
 - ウ. 所要時間 10分程度
 - エ. 面接内容 志望理由/将来の進路希望/高校生活の抱負/中学校での活動状況、その他
 - オ. 評価の観点 応答内容/態度・言葉遣い/服装・容儀 等

上記1から3を基に、調査書の記載内容と面接を考慮しながら、求める生徒像に照らして総合的に判断し、選抜する。

一般選抜志願者の判定基準

判定条件

- I 調査書、学力検査等の成績及び面接の結果を基に合否判定を行う。なお、調査書と学力検査等の成績との比重は、原則として5対5とする。
- II 各科ごとに、相関表を作成し、得点の高い順に並べ、「A圏」「B圏」および「C圏」を設定し、総合的に合否判定を行う。

各圏の設定

A圏：内申、学力検査に基づいて募集人員（特色選抜合格者を除く、以下同じ）の80％程度の範囲。

※A圏の中で審議事項を有するものをA'とする。

B圏：募集人員の110％程度の範囲で、そこからA圏を除いたもの。

※B圏の中で審議事項を有するものをB'とする。

C圏：A圏とB圏を除いた残りのもの。

- III 相関表において、次のいずれかに該当する者は、審議の対象とする。（審議事項）

条件1

- ①行動の記録が著しく悪い者
- ②正当な理由が無く、出欠の記録が著しく悪い者
- ③学力検査点が著しく低い者
- ④面接の評価が「C」の者
- ⑤受検生としてふさわしくない行為をした者

条件2

- ①観点別学習状況が著しく良い者
- ②学力検査点が著しく高い者
- ③内申点が著しく高い者
- ④行動の記録が著しく良い者
- ⑤その他、特別活動・諸活動・特技・資格などの評価が顕著な者

条件3

- ① 副申書を提出している者
(副申書内容の職員間共有を目的とし、合否判定審議の対象としない)